

第5節 予防活動の現況

～火災を未然に防ぐために～

1 火災予防査察の現況

(1) 立入検査実施状況

立入検査は、消防法に基づき消防職員が建物や危険物施設に立ち入り、火災予防上の観点から検査をするものです。

令和2年中は、建物（住宅、長屋を除く）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）に対し30,033件の立入検査を実施しました。

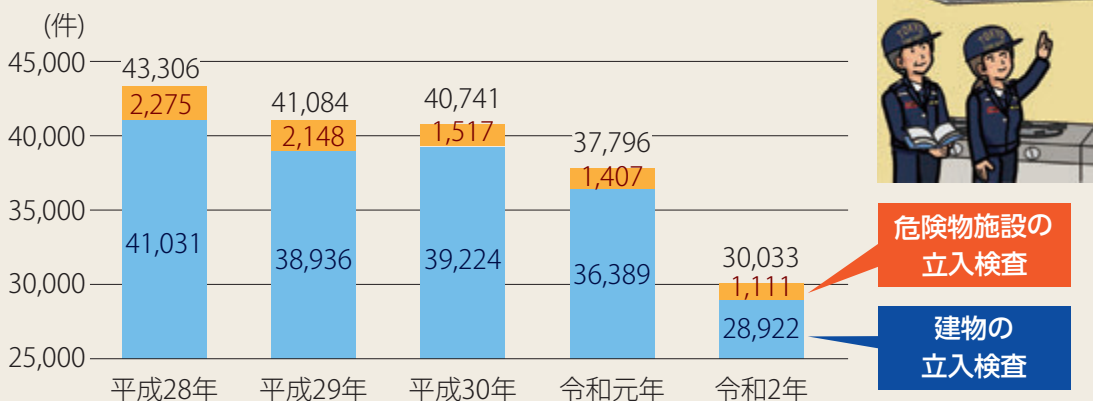
昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を踏まえ、立入検査の実施時期を延期するなどの対応を図り、過去に実施した立入検査

で指摘した違反の是正に重点を置き、郵送等を活用して是正指導を強化しました。

その他にも災害出場後の立入検査8,917件、確認検査1,503件、繁華街査察1,477件、会場管理立入検査（催し物など）37件を実施しました。

立入検査の執行は、査察員804人、ポンプ隊等1,210隊で実施しています。立入検査の目的等については、192ページを参照してください。（図表1-5-1）

■ 図表1-5-1 立入検査件数の推移



東京2020大会に向けて「セーフシティ」を実現するため、平成27年度から3か年をかけ、繁華街及び観光地周辺の建物9,542棟、ホテル・旅館等1,776棟、給油取扱所1,733施設、移動タンク貯蔵所1,586施設など、計15,715の棟・施設に対して事前立入検査を実施しました。その

うち8割以上の建物・施設では良好に自主管理がなされていることを確認できましたが、862の棟・施設で消防法令違反がありました。違反が認められた建物・施設の関係者に対する是正指導により、令和3年3月末現在、854の棟・施設（99.1%）の違反が是正されています。

(2) 行政措置と違反対象物の公表制度の状況

ア 警告・命令

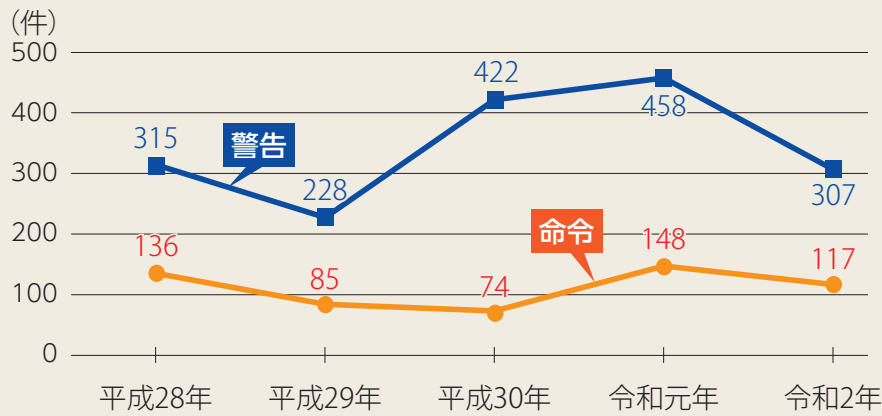
立入検査等を実施した建物や危険物施設において消防法令違反を確認した場合、違反者に対して違反を改修するように指導しています。

改修する意思が見られない違反者に対しては、必要に応じて警告により強く指導し

たり、さらに消防法に基づき改修するよう命令を行っています。

警告・命令件数の推移については、図表1-5-2のとおりです。令和2年中における警告件数は307件、命令件数は117件となっています。

■ 図表1-5-2 警告・命令件数の推移

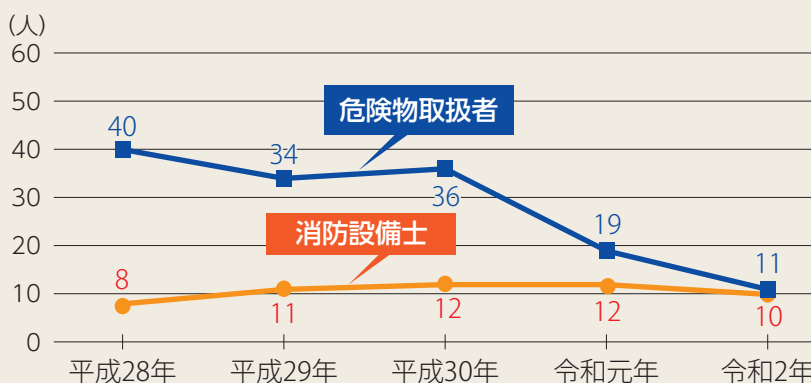


イ 危険物取扱者・消防設備士への違反事項通知

危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合、資格者に対して違反事項通知を行い、再発しないよう指導しています。

違反事項通知を受けた資格者の推移については、図表1-5-3のとおりです。

■ 図表1-5-3 違反事項通知を受けた資格者数の推移



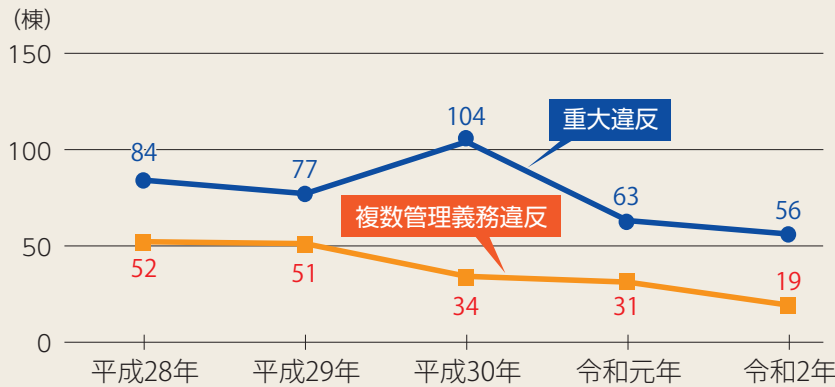
ウ 違反対象物の公表制度の状況

公表制度は、建物（住宅、長屋を除く）を利用する方がご自身で建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反に関する情報を提供するものです。公表対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（重大違反）と建物関係者による防火管理、消防用設備の維持管理

等に係る繰返し違反（複数管理義務違反）があります。

各年で公表された建物数の推移については、図表1-5-4のとおりです。違反が公表されている建物関係者に対して速やかに違反が是正されるよう指導を徹底しており、公表されている建物は、減少傾向にあります。

■ 図表1-5-4 各年の違反が公表されている建物数の推移



(3) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の状況

優良防火対象物認定表示制度は、建物の関係者からの申請に基づき、高い防火安全性を消防署長が認めた場合に、認定証を建物に表示できる制度です。

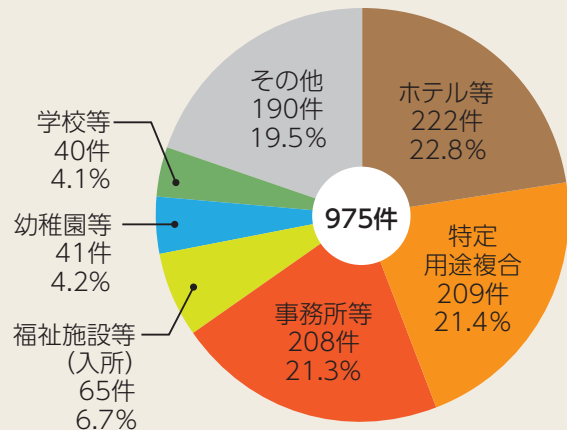
令和2年12月末日における認定優良防火対象物は975件で、用途別の内訳は図表1-5-5のとおりです。優良防火対象物認定表示制度の詳細は、194ページを参照してください。



優良防火対象物認定証

■ 図表1-5-5

優良防火対象物・建物の内訳



(4) 各種点検報告の状況

ア 消防用設備等点検報告制度

消防用設備等点検報告制度は、建物の関係者が建物に設置されている消火器、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備などの消防用設備を資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

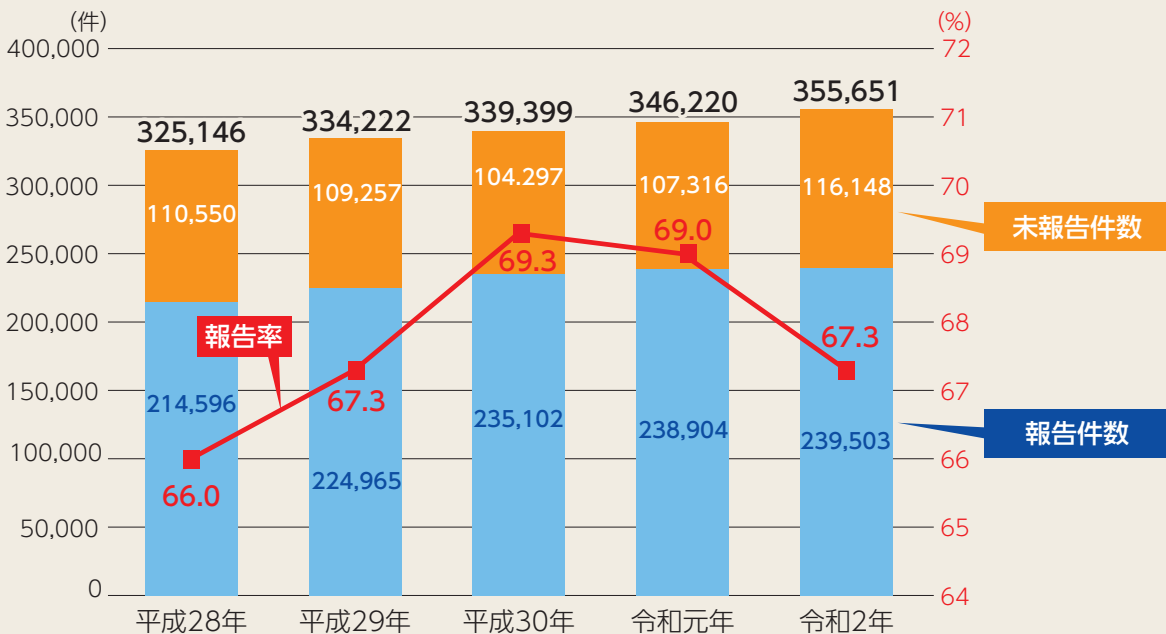
令和2年12月末日における点検が必

要な建物数は355,651棟で、報告件数は239,503件でした(報告率=67.3%)。点検が必要な建物数は年々増加しています。

消防用設備等点検報告制度の詳細は196ページを参照してください。

(図表1-5-6)

■ 図表1-5-6 消防用設備等点検報告の内訳



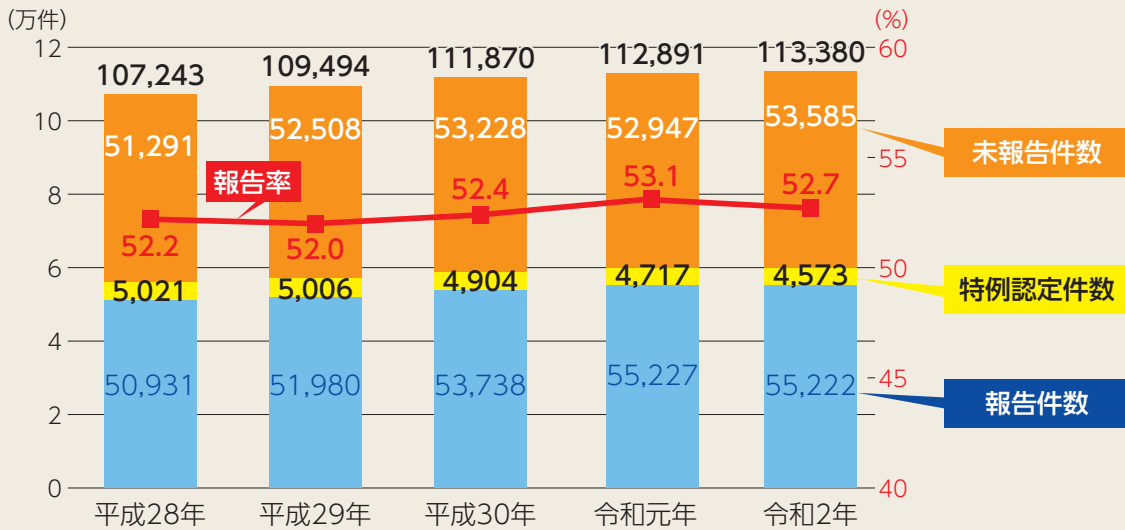
イ 防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を機に制定された制度で、法令で定める要件に該当する建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で、申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和2年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは108,807件(特例認定件数4,573件を除く)で、報告件数は55,222件でした(報告率=52.7%)。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率はほぼ横ばいの状態です。(図表1-5-7)

防火対象物点検報告制度の詳細は196ページを参照してください。

■ 図表1-5-7 防火対象物点検報告の内訳



※報告率は特例認定件数を含みます。

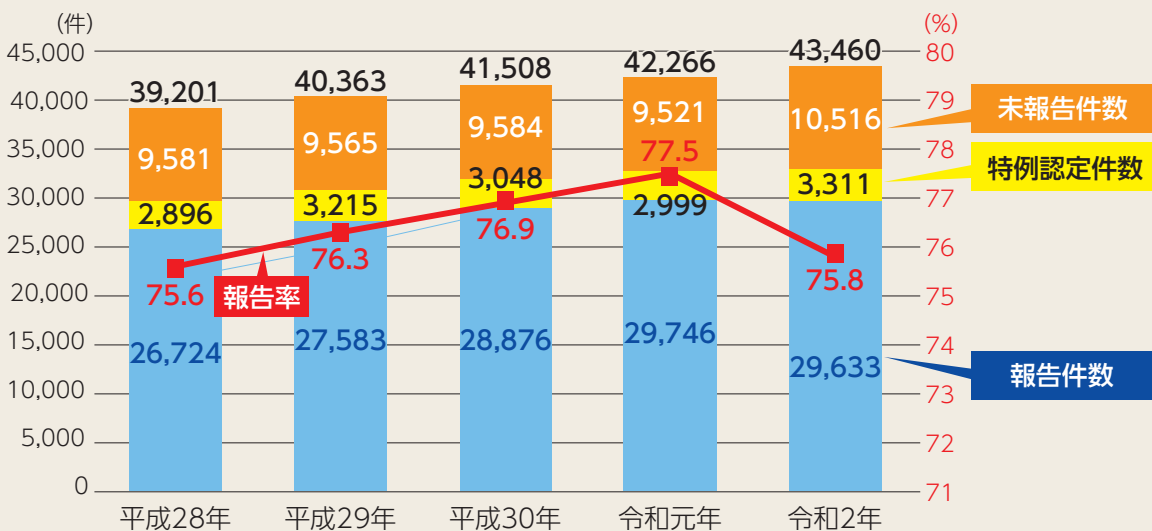
ウ 防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、法令で定める大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が地震やテロ災害による被害の軽減に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和2年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは40,149件（特例認定件数3,311件を除く）で、報告件数は29,633件でした（報告率=75.8%）。点検が必要な建物数は年々増加しています。（図表1-5-8）

防災管理点検報告制度の詳細は196ページを参照してください。

■ 図表1-5-8 防災管理点検報告の内訳



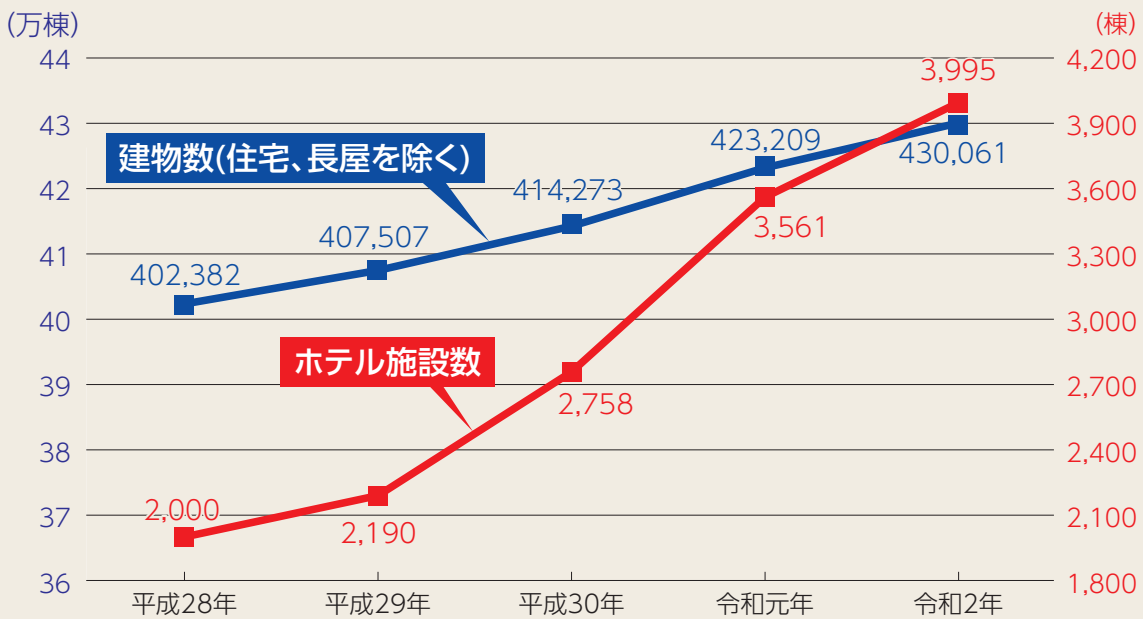
※報告率は特例認定件数を含みます。

2 建物数の推移と防火管理者選任状況

(1) 建物数の推移

令和2年12月末日現在、当庁管内の建物（住宅、長屋を除く）は430,061棟、ホテル施設数は3,995棟あり、平成28年の402,382棟、2,000棟と比較して27,679棟（6.9%）、1,995棟（99.8%）増加しています。（図表1-5-9）

■ 図表1-5-9 建物数（住宅、長屋を除く）とホテル施設数の推移

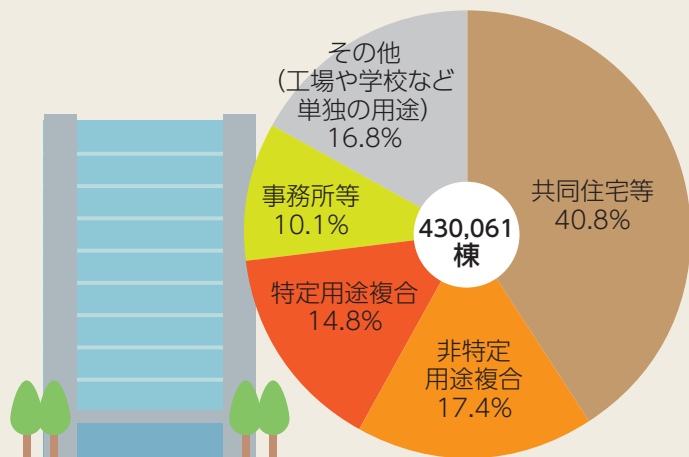


※ホテル施設数は、消防法施行令 別表第一5項イ[旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの]の数を計上

東京2020大会や観光等で外国人旅行者の増加が見込まれていたため、近年、ホテル施設数が増加しています。

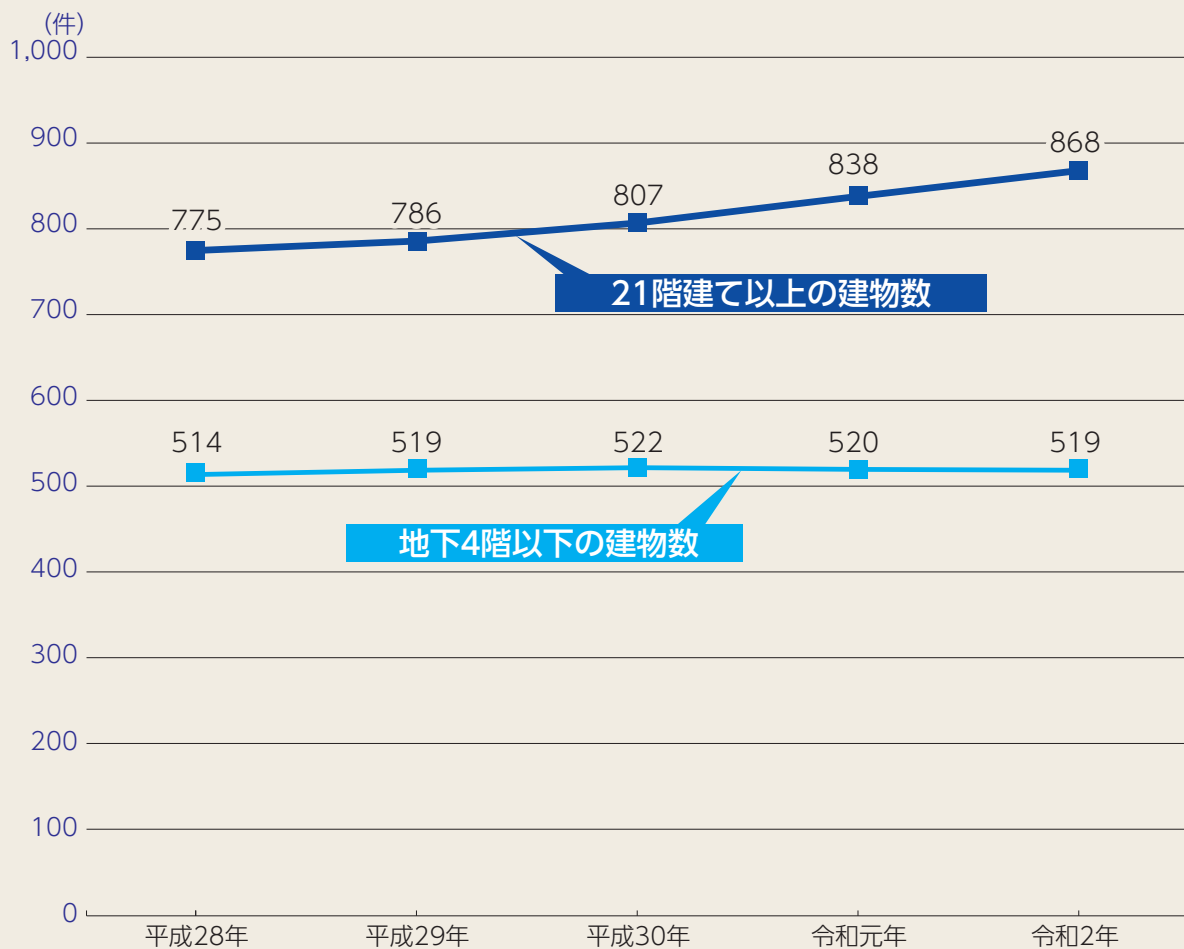
建物数430,061棟のうち、共同住宅等175,487棟（40.8%）、非特定用途複合（共同住宅と事務所の複合施設など）75,042棟（17.4%）、特定用途複合（商業施設と飲食店の複合施設など）63,806棟（14.8%）が全体の7割を占めています。（図表1-5-10）

■ 図表1-5-10 建物用途の内訳



※統計上の端数処理を行っているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

■ 図表1-5-11 21階建て以上、地下4階以下の建物数の推移



当庁管内の建物は、高層・大規模化、深層化が進んでおり、現在も都内では複数の再開発計画が進められ、大規模な建物が建設されています。また、東京 2020 大会に向けて、競技会場などの大規模な関連施設が建設されました。

※消防法では、高層建築物を高さ 31m を超える建築物と定義していますが、より高層化を表現するため 21 階建て（おおむね 60 m）以上の建物数を計上しました。

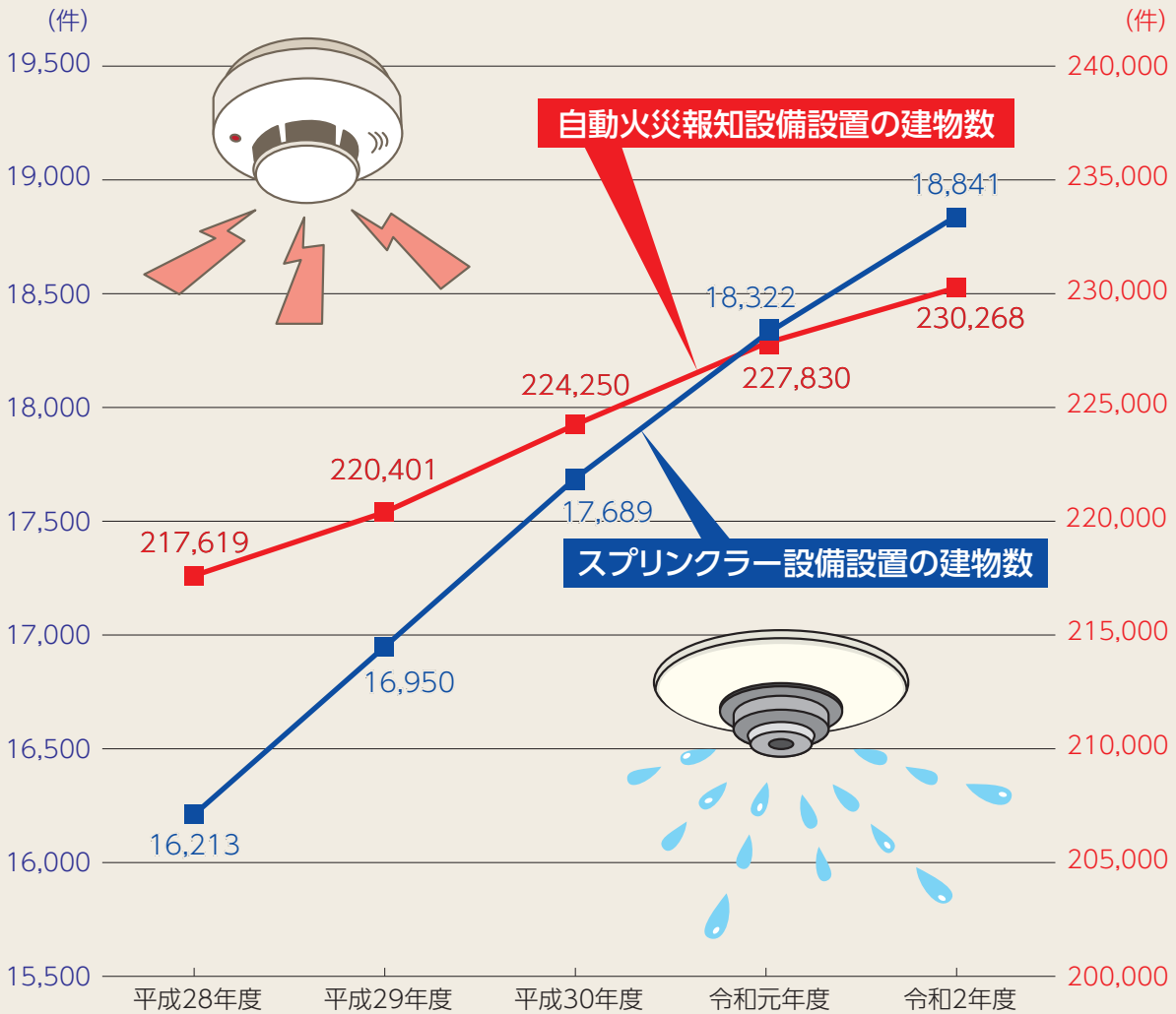


▲ 国立競技場



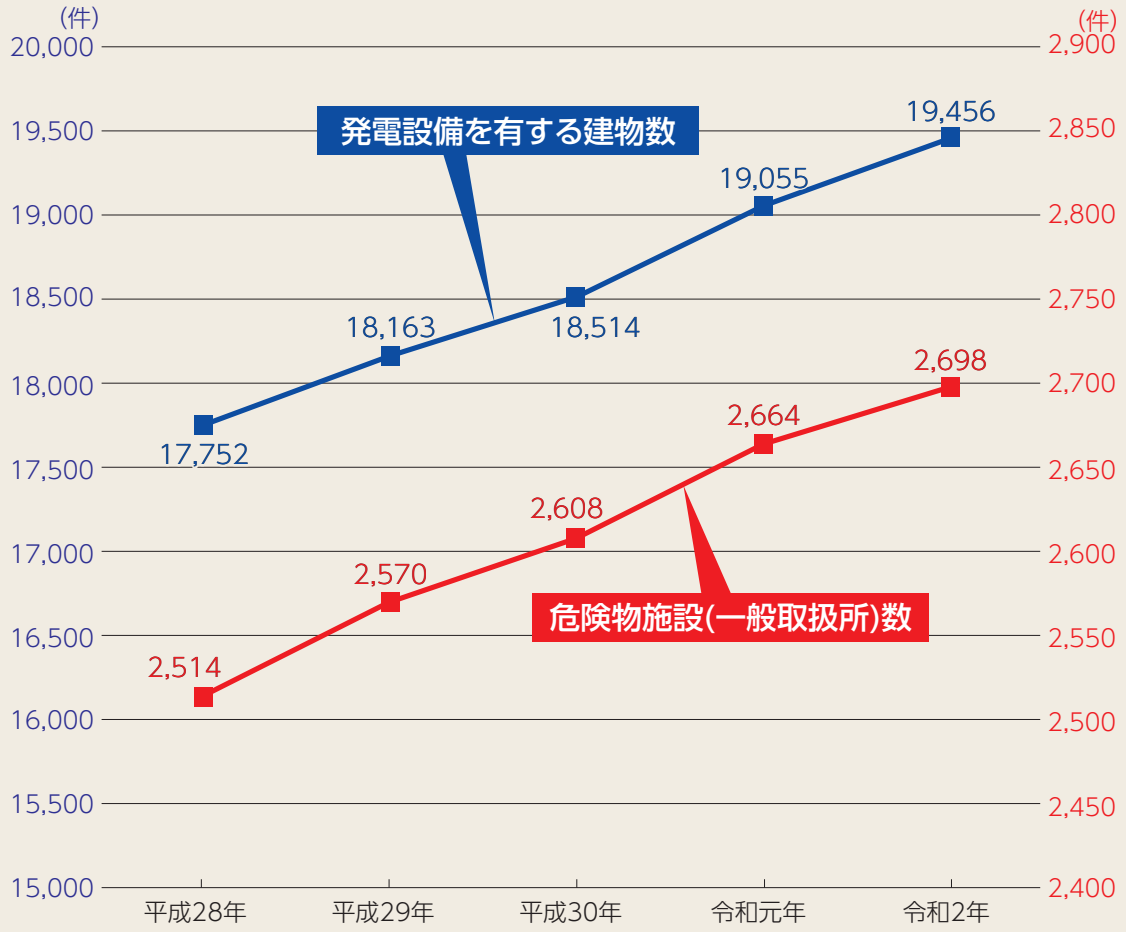
▲ 渋谷駅周辺再開発
提供元：渋谷スクランブルスクエア

■ 図表1-5-12 スプリンクラー設備、自動火災報知設備設置の建物数の推移



スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置している建物数が増加しているのは、スプリンクラー設備が必要となる11階建て以上または31mを超える建物が増加していることや、近年の消防法令改正により小規模社会福祉施設に自動火災報知設備やスプリンクラー設備、ホテルに自動火災報知設備、小規模診療所にスプリンクラー設備が設置されたことが要因となっています。

■ 図表1-5-13 発電設備を有する建物数と危険物施設（一般取扱所）数の推移



※危険物施設（一般取扱所）数は、各年度末の数値です。

一般取扱所とは発電設備やボイラー設備、塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、塗装などを行うものをいいます。

東日本大震災以降、企業が災害時の事

業継続や早期復旧を目的として、非常用発電設備や燃料備蓄用のタンクを設置するケースが増えています。



▲ 危険物タンクの設置時の状況

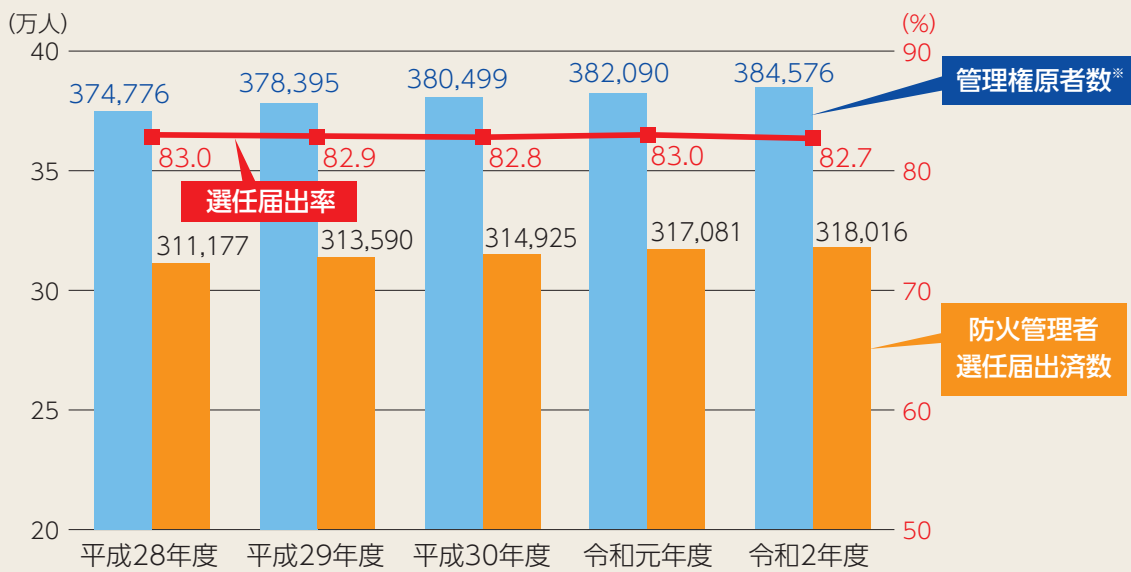
(2) 防火管理者選任状況

令和2年度末の防火管理者の選任が義務となる事業所数は384,576であり、近年は義務となる事業所が年々増加しています。令和2年度末の防火管理者の選任届出率は82.7%でした。前年と比較すると、

義務事業所数は約2,486増加し、選任届出率は0.3%減少しています。近年の選任届出率は約83%で推移しています。

(図表1-5-14)

■ 図表1-5-14 防火管理者選任状況の推移



*管理権原者とは、消防法第8条に定める防火対象物の管理について権原を有する者をいいます。

コラム

文化財の火災予防対策をしましょう!

2019年にユネスコの世界文化遺産に登録されているフランスのノートルダム大聖堂及び沖縄県の首里城跡において火災が発生しました。文化財における火災の発生を防止し、万が一発生した場合に被害を最小限に止めるため、次のチェックリストを活用して、出火防止対策を図りましょう!



3 事業所における自衛消防訓練の状況

自衛消防訓練は、百貨店、病院、ホテル、劇場、地下駅舎などの不特定多数の人が出入りする事業所では、年2回以上実施することが義務付けられています。

様々な災害を経験して事業所の意識が高まり、これまで訓練実施回数は増加し、消防職員の指導出向人員は減少するなど自主的な訓練が実施されてきましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、減少したと考えられます。(図表1-5-15)

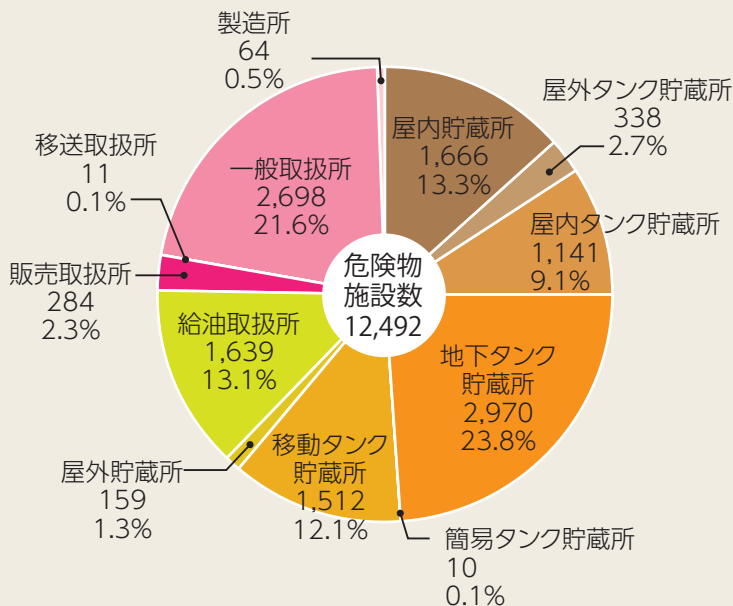
■ 図表1-5-15 自衛消防訓練実施状況

	合計 (延回数)	総合 訓練	部 分 訓 練			その他	延べ訓練 参加人員 (百人)	延べ指導 出向人員 (人)
			通報	消火	避難			
平成28年	135,287	90,499	2,426	9,897	20,690	11,775	79,650	56,412
平成29年	137,723	94,792	2,713	10,800	21,335	8,083	81,668	45,631
平成30年	144,096	99,515	2,781	11,572	22,159	8,069	84,740	45,287
令和元年	151,860	105,656	2,397	11,191	21,714	10,902	86,205	40,611
令和2年	134,831	91,987	2,306	10,375	20,680	9,483	68,200	10,956

4 危険物行政の現況

(1) 施設区分別にみた危険物施設の実態

■ 図表1-5-16 危険物施設の施設区分別構成



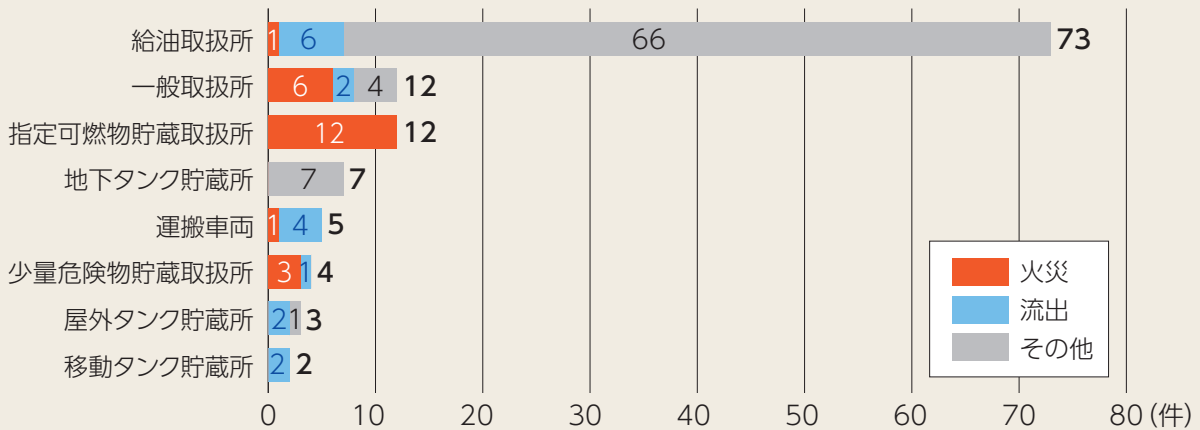
危険物施設は、それぞれの施設形態ごとに区分されています。令和2年度末現在の危険物施設を区分別にみると、地下タンク貯蔵所が2,970施設と最も多く、次いで一般取扱所の2,698施設、屋内貯蔵所の1,666施設の順となっています。(図表1-5-16)

(2) 施設区分別の事故発生状況

令和2年中に発生した危険物施設等における事故件数は123件です。施設区分別事故発生状況をみると、給油取扱所が73件(59.3%、前年比10件増加)でもっとも多く全体の半数を占め、次いで一般取扱所が12件(9.8%、同6件減少)、指定可燃物貯蔵取扱所が12件(9.8%、同3件増加)、

地下タンク貯蔵所が7件(5.7%、同4件増加)などとなっています。ガソリンスタンド(給油取扱所)の事故の多くは、施設利用者の車両の運転操作ミス等による物損事故です。ガソリンスタンド内では安全運転を心掛けましょう。(106ページ参照)(図表1-5-17)

■ 図表1-5-17 施設区分別の事故発生状況



(3) 事故種別ごとの発生状況

令和2年中に発生した危険物施設等における事故件数は123件で、前年と比べて1件増加しています。火災事故が24件(19.5%、前年比4件減少)、流出事故が19件(15.4%、同4件減少)、その他の

事故が80件(65.0%、同9件増加)となっています。これら危険物施設等における事故で、死亡者は発生していないものの、負傷者が11人(同5人減少)発生しています。(図表1-5-18)

■ 図表1-5-18 事故種別ごとの事故発生状況

年別	合計	火災 (件)	流出 (件)	その他 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
平成28年	105	42	25	38	0	17
平成29年	107	21	20	66	0	9
平成30年	114	30	32	52	0	16
令和元年	122	28	23	71	0	16
令和2年	123	24	19	80	0	11
前年比	1	▲4	▲4	9	0	▲5

(4) 発生要因別の事故発生状況

事故を発生要因別(図表1-5-19)にみると、劣化や破損などの物的要因が80件(65.0%)で最も多く、次いで維持管理、操作確認不十分などの人的要因が24件(19.5%)、その他の要因が19件(15.4%)となっています。(図表1-5-20)

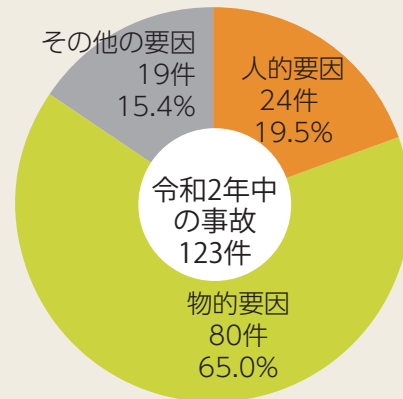
■ 図表1-5-19 発生要因と発生原因

要因	原因
人的要因	維持管理不十分 誤操作 操作確認不十分 操作未実施 監視不十分
物的要因	腐食疲労等劣化 設計不良 故障 施工不良 破損
その他の要因	放火等 交通事故 類焼 地震等災害 不明・調査中

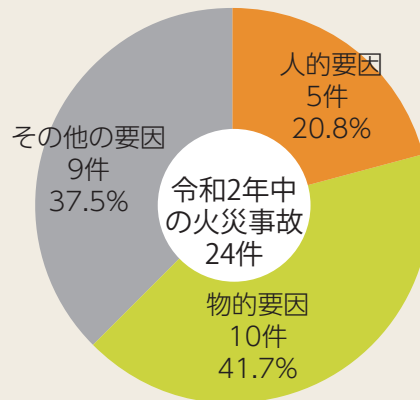
火災事故24件を発生要因別にみると、物的要因が10件(41.7%)で最も多く、次いでその他の要因が9件(37.5%)、人的要因が5件(20.8%)となっています。(図表1-5-21)

流出事故19件を発生要因別にみると、人的要因が10件(52.6%)で最も多く、次いで物的要因が7件(36.8%)、その他の要因が2件(10.5%)となっています。(図表1-5-22)

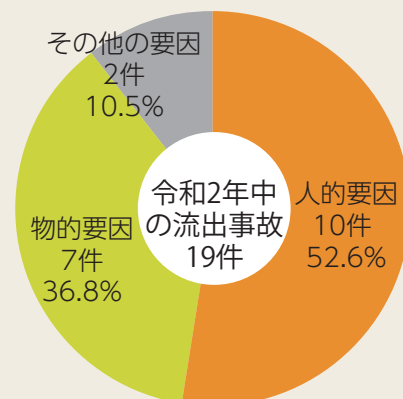
■ 図表1-5-20 事故の発生要因



■ 図表1-5-21 火災事故の発生要因

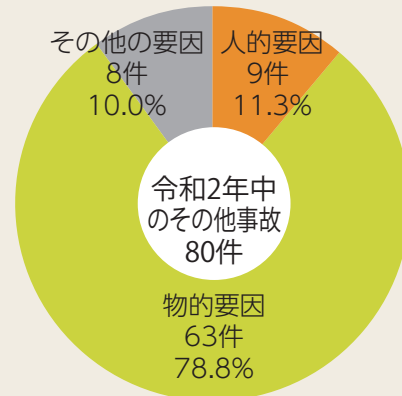


■ 図表1-5-22 流出事故の発生要因



その他の事故 80 件を発生要因別にみると、物的要因が 63 件(78.8%) で最も多く、次いで人的要因が 9 件 (11.3%)、その他の要因が 8 件 (10.0%) となっています。(図表1-5-23)

■ 図表1-5-23 その他事故の発生要因



(5) 危険物施設等の事故事例

車の運転操作ミスにより給油取扱所の給油ノズルが破損した事故

- 発生年月** 令和2年9月
- 施設区分** 営業用屋外給油取扱所（セルフサービス）
- 被害状況** 給油ノズル1本破損

概要 給油取扱所の固定給油設備の給油ノズルが破損した事故です。事故原因は、給油のため施設を訪れた利用客が運転操作を誤ったため、車両が固定給油設備のノズルに接触し、ノズルが落下し破損したものです。ノズルのレバー部分が破損しましたが、幸いにも危険物の流出はありませんでした。



▲事故の発生した固定給油設備の状況（軽油のノズルが落下している）



▲破損した給油ノズル



▲監視カメラで撮影した事故発生時の状況

コラム

セルフガソリンスタンドにおける事故防止

●案内標示に従いながら駐車！ エンジンOFF！

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。



●スタンド内は安全運転！ 急発進、急ハンドルは危険！

スタンド内は、様々な機器や他の車もあり、運転には十分な注意が必要です。急発進、急ハンドルは避けましょう。

●静電気除去シートにタッチ！

給油キャップを開ける前に、静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

●正しい操作で給油を！

給油口の奥まで差し込み、レバーを確実に握って給油をしましょう。



●注ぎ足し給油をしないで！

満タンになると、給油は自動的に停止します。吹きこぼれをしないよう注ぎ足しはやめましょう。

●給油キャップの置き忘れ注意！

給油口からガソリン等の燃料やその可燃性蒸気が漏れないよう給油キャップは忘れずに締めましょう。

●自分で容器にガソリンを入れしないで！

セルフガソリンスタンドでは、顧客自らがガソリン携行缶にガソリンを入れる行為は禁止されていますので、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

なお、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、ガソリン携行缶に入れて購入する時には、従業員による本人確認（運転免許証の提示など）、ガソリンの使用目的の確認が行われます。